

「日進市開発等事業に関する手続条例」について

日進市内において、以下の事業を実施する場合は、関係する法的手続(都市計画法上の開発・建築許可や建築基準法の建築確認申請、宅地造成等規制法に基づく宅造許可申請など)を開始する前にそれぞれ条例に定める手続を必ず行ってください。手続の詳細につきましては、表の担当課にご確認願います。

事業の種類	事業の規模	開発等事業の分類	担当課
宅地開発	区域面積 500 m ² 以上(単に区画割りする場合も含む)	特定	建築課
	区域面積 500 m ² 未満(単に区画割りする場合も含む)	小規模	
土地の用途又は 区画形質の変更 ※ 事業内容によっては「日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例」の手続が必要です。	駐車場・資材置場等の設置、水面の埋立て、土砂の採取、農地の改良、木竹の伐採	特定	市街化区域
	その他土地の造成(区域面積 500 m ² 以上又は埋立て等に係る土砂の容積が 500 m ³ 以上)		市街化調整区域
事務所・店舗・診療所・工場・倉庫等非住居用途の建築	墓地の造成(区域面積 500 m ² 以上)	特定	環境課
	居住目的以外の用途部分の延べ面積が 100 m ² 超	特定	建築課
集合住宅の建築	居住目的以外の用途部分の延べ面積が 100 m ² 以下	小規模	
	3 戸以上	特定	
	2 戸	小規模	
戸建て住宅の建築	敷地面積を問わず	小規模	建築課

【お問い合わせ】 建築課(北庁舎1階) 電話：0561-73-2049
 産業振興課(北庁舎2階) 電話：0561-73-2197
 環境課(本庁舎2階) 電話：0561-73-2843